

医療法が定める掲示事項等

管理者の氏名	秋田大学医学部附属病院長 渡邊 博之
診療に従事する医師又は 歯科医師の氏名	各診療科の窓口等に掲示
受付時間、診療時間 及び休診日	■ 受付時間：新患・再来ともに 8：30～10：30（予約除く） 【※漢方外来のみ 13：30～16：00】 ■ 診療時間：8：30～17：00 ■ 休 診 日：土曜日・日曜日・祝日 年未年始（12月29日～1月3日）

法令等による医療機関の指定

- 医療法による病院開設承認
- 医療法による特定機能病院の名称の使用承認
- 健康保険法による保健医療機関
- 国民健康保険法による特定承認療養取扱機関
- 消防法による救急医療（三次救急医療機関）
- 生活保護法による医療機関
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・厚生医療・精神通院医療）
- 感染症法による医療機関
- 労働者災害補償保険法による医療機関
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療機関（一般医療・認定医療・健康診断）
- 母子保健法による医療機関（妊娠乳児健康診査・療育医療）
- 老人福祉法による医療機関
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療機関
- 戦傷病者特別援護法による医療機関
- 臨床修練指定病院（外国医師・外国歯科医師）
- 災害拠点病院（基幹災害医療センター）
- エイズ治療中核拠点病院
- 都道府県がん診療連携拠点病院
- 都道府県肝疾患診療連携拠点病院
- 地域周産期母子医療センター
- 第一種感染症指定医療機関
- がんゲノム医療連携病院